議員提出議案第4号

芦屋市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び芦屋市議会会議規則 第13条第3項の規定により提出します。

令和元年12月20日

芦屋市議会議長 中 島 健 一 様

提出者 芦屋市議会議会運営委員会 委員長 福 井 利 道

提案理由

一般質問(総括質問)に一問一答方式を導入するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会基本条例の一部を改正する条例

芦屋市議会基本条例(平成26年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

- *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	
改正後	改正前
(議員の質問と反問権)	(議員の質問と反問権)
第14条 議員が定例会で行う一般質問は、一問一答方式又は一括 質問方式によるものとする。	第14条 議員が定例会で行う一般質問は、一問一答方式又は一括 質問方式によるものとする。ただし、議員が市長の施政方針に対 して会派を代表して行う一般質問(総括質問)は、一括質問方式 によるものとする。
2 (略)	2 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。